

春日部市介護サービス事業所等 物価高騰対策助成金申請要領

エネルギー価格や物価高騰により、事業所の運営経費に影響を受けている春日部市内に所在する介護サービス事業所等を運営する法人に対し、下記のとおり助成金を交付します。お早目に申請してください。

1 対象者

次の要件を全て満たす介護サービス事業所等を有する法人が対象となります。

- ・申請日時点において、サービス一覧に該当する介護サービス事業所等を運営していること
- ・申請日時点において、介護サービス事業所等を休止していないこと
- ・申請日の翌月末日までに、介護サービス事業所等の休止・廃止を行う予定がないこと
- ・令和6年10月～令和7年4月の期間中に介護サービスの提供実績があること

2 対象サービス及び助成金額

- ・訪問系サービス 1事業所 3万5千円
- ・通所系サービス 1事業所 10万5千円
- ・入所・入居系サービス 定員1人あたり 9千円

＊ 認知症対応型共同生活介護、小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護については上乗せ金額があります。

3 申請期限及び支払時期目安

	申請期限	支払時期目安
第1回	令和7年2月28日（金）	3月中旬
第2回	令和7年3月14日（金）	4月上旬
第3回	令和7年3月28日（金）	4月下旬
第4回	令和7年4月18日（金）	5月上旬

【お問い合わせ】 春日部市 介護保険課 計画・事業指導担当
TEL 048-796-8285（直通） E-mail kaigo@city.kasukabe.lg.jp

4 申請方法及び添付書類

＜申請方法＞

下記 URL もしくは QR コード内申請フォームからの電子申請となります。

URL

https://apply.e-tumo.jp/city-kasukabe-saitama-u/offer/offerList_detail?tempSeq=87745

QR コード



※助成金振込先の銀行口座等の入力及び、通帳等の写しの添付もしていただきますので、予めご用意ください。

5 サービス一覧

区分	サービス種別	助成金額
訪問系サービス事業所	訪問介護、訪問入浴介護、訪問看護、訪問リハビリテーション、福祉用具貸与、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、居宅介護支援、介護予防支援（居宅介護支援の指定を受けている場合は除く）、訪問型サービス A（当該事業のみを行う場合に限る）	1 事業所あたり 3 万 5 千円
通所系サービス事業所	通所介護、通所リハビリテーション、地域密着型通所介護、小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護、認知症対応型通所介護、通所型サービス A（当該事業のみを行う場合に限る）	1 事業所あたり 10 万 5 千円 ＊小規模多機能型居宅介護及び看護小規模多機能型居宅介護については、宿泊定員 1 人あたり 9 千円を上乗せ
入所・入居系サービス事業所等	特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、介護医療院、短期入所生活介護、短期入所療養介護、特定施設入居者生活介護、認知症対応型共同生活介護、軽費老人ホーム、住宅型有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅	定員 1 人あたり 9 千円 ＊認知症対応型共同生活介護については、1 事業所 10 万 5 千円を上乗せ ＊空床利用型の短期入所生活介護及び短期入所療養介護は対象外

＊介護保険法第 71 条第 1 項の規定により、指定があったものとみなされた保健医療機関を含みます。ただし、令和 6 年 10 月～令和 7 年 4 月の期間に介護サービスの提供実績がある事業所に限ります。

6 交付申請 Q&A

令和6年10月1日から休止しているが、対象となるか。

(答) 対象外です。

令和7年3月1日に開設するが、対象となるか。

(答) 開設日(令和7年3月1日)以降、4月末までにサービス提供の見込みがあれば、対象となります。

令和7年3月末日で休止(廃止)するが、対象となるか。

(答) 対象外です。

1つの事業所(同じ建物の同じ部屋など)で訪問介護と訪問入浴介護を営業しているが、2つの事業所として対象になるのか。

(答) それぞれ対象となります。法人で一括して申請をしてください。

1つの事業所で、通所介護と介護予防通所介護相当サービスを提供しているが、2つの事業所として対象となるのか。

(答) 介護サービスと介護予防サービスや介護予防・日常生活支援総合事業のサービスを1つの事業所で提供している場合には、交付対象としては1つの事業所となります。

例えば、訪問看護で介護予防の指定も受けている場合、その分も対象となるか

(答) 介護予防(予防給付)分については対象外です。

特別養護老人ホーム(介護老人保健施設)でショートステイも行っているが、ショートステイ分も対象となるのか。

(答) 空床型のショートステイは対象となりません。併設型のショートステイは対象となりますので、ショートステイ分の申請もしてください。

みなし指定の事業所だが対象となるのか。

(答) 介護保険法第71条第1項の規定により、指定があったものとみなされた保険医療機関も対象となります。ただし、令和6年10月以降の介護サービス提供実績がある事業所に限ります。

入所・入居系サービスの定員とは、いつの時点の人数か。

(答) 申請日時点で、指定権者あるいは届け出先に提出している定員数とします。

第1回から第4回まで、それぞれ申請できるのか。

(答) 申請可能回数は第1回から第4回までの期間を通して1回のみです。

事業所ごとに申請するのか。

(答) 法人でまとめて申請をしてください。

交付申請時に提出する書類はあるか。

(答) 振込口座の金融機関名、支店名、口座番号、口座名義のわかる書類の写し(PDF等)を、電子申請の際に添付してください。字がよく見えるよう明瞭に撮影してあれば、スマートフォン等により撮影した画像でも構いません。

助成金の振込口座は申請者と異なる名義でもよいのか。

(答) 申請者及び振込口座の名義は、同一にしてください。

この助成金の交付を受けた場合には、食材費や電気料金の高騰などを理由とした、食費、居住費などの値上げはできないのか。

(答) この助成金の交付を受けても、値上げを行わなければ事業運営に支障がある場合の値上げ等を禁止するものではありません。

交付後、実績報告は必要か。

(答) 交付後、実績報告書は求めませんが、アンケート調査を実施する予定です。改めてご回答の依頼をいたしますので、ご協力をお願いいたします。